

ISMAP 監査機関登録規則 (案)

令和2年〇月〇日

ISMAP 運営委員会

目次

第1章	総則	1
第2章	用語の定義.....	1
第3章	申請者に対する要求事項.....	1
第4章	登録に関する申請	3
第5章	申請の受理.....	3
第6章	審査	3
第7章	登録	4
第8章	登録の有効期間と ISMAP 監査機関リストの掲載事項変更届.....	4
第9章	中間報告及びモニタリング	4
第10章	再申請.....	5
第11章	登録の削除.....	5
第12章	登録に係る異議申立て	5
別表1	申請書の提出方法	6
別表2	3.5.1 に規定する倫理審査機能を有する組織	6

1 第1章 総則

- 2 1.1 本規則は、ISMAP 運営委員会が定める「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度
3 (ISMAP)基本規程」(以下、「基本規程」という)に基づき、監査機関の登録に関する事項
4 を定める。
5 1.2 ISMAP 運用支援機関は運用規則で定める範囲で監査機関の登録に係る業務を行う。

6 第2章 用語の定義

7 本規則における用語の定義は、以下のとおりとする。なお、本項に示す定義以外について
8 は、基本規程における用語の定義に準ずるものとする。

9
10 2.1 ISMAP 監査機関リスト

11 ISMAP 運営委員会によって監査機関として本制度で定める要求事項を満たすことが確
12 認された法人を記載する公開のリストをいう。

13 2.2 監査機関

14 ISMAP 運営委員会が監査機関登録基準に照らして審査を行った結果、適切と判断さ
15 れ、ISMAP 監査機関リストへ登録された者をいう。

16 2.3 業務チーム

17 監査機関に所属するもののうち、個々の業務に従事するものをいう。業務チームに
18 は、業務執行責任者、業務実施責任者が含まれる。

19 2.4 業務執行責任者

20 監査機関に所属する者のうち、本制度における監査業務の責任者、すなわち当該業務
21 とその実施及び発行する実施結果報告書に対する責任を負う者をいう。

22 2.5 業務実施責任者

23 業務チームに所属する者のうち、個々の監査業務の実施責任者をいう。

24 2.6 業務実施者

25 業務チームに所属する者のうち、本制度における監査業務を実施する者をいい、業務
26 執行責任者又は業務チームの他のメンバーを含めて使用される。

27 2.7 申請者

28 ISMAP 監査機関リストへの登録申請を行う法人をいう。
29

30 第3章 申請者に対する要求事項

31 申請者は、以下の要求事項を満たす体制を整備する必要がある。

32 3.1 対象

33 ISMAP 監査機関リストの登録対象は、わが国において情報セキュリティ監査を業務と
34 して行っている法人とする。

35 3.2 準拠規程等

36 本制度の趣旨を理解するとともに、本基準の他、基本規程、情報セキュリティ監査基
37 準、ISMAP 情報セキュリティ監査基準ガイドライン、ISMAP 標準監査手続を含む、本制
38 度に関して ISMAP 運営委員会が定める規程等に準拠すること。

39 3.3 法人登録

40 国税庁から法人番号の登録を受けていること。

41 3.4 業務品質

42 「情報セキュリティサービス基準審査登録制度」における審査登録機関によって経済
43 産業省が定めた「情報セキュリティサービス基準」への適合性が認められ、独立行政
44 法人情報処理推進機構が公開する「情報セキュリティサービス基準適合サービスリス
45 ト」に「情報セキュリティ監査サービス」として登録を受けていること。

1 3.5 問題事案対応

2 3.5.1 倫理審査機能を有する組織への所属

3 倫理審査機能を有する組織に所属すること。倫理審査機能を有する組織とは、情報セ
4 キュリティ監査の実施状況等について審査を行い、必要に応じて倫理審査に諮り、処
5 分を行う機能を有する別表2に示す組織をいう。

6 3.5.2 問題事案発生時の協力

7 問題事案発生時に、実施した本制度における監査業務に関して ISMAP 運営委員会が実
8 施する調査活動に対して、その求めに応じて情報提供を行う等、これに応じること。

9 3.6 業務執行責任者の要件

10 業務執行責任者は、以下の全ての要件を満たすこと。

11 3.6.1 資格要件

12 以下に掲げる資格のうち、いずれかを保有すること。

- 13 ・ 公認情報セキュリティ監査人又は公認情報セキュリティ主任監査人
- 14 ・ 公認システム監査人
- 15 ・ 公認情報システム監査人
- 16 ・ システム監査技術者

17 3.6.2 実務経験等

- 18 ・ 情報セキュリティ監査基準に基づく監査、システム監査基準に基づく監査、ある
19 いは、これらと同等と見なせる監査制度において、通算10年以上の外部監査¹の
20 実務経験を有すること
- 21 ・ ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドラインにおいて定める研修を受講しているこ
22 と
- 23 ・ クラウドコンピューティングに関する知見を有すること

24 3.6.3 国籍要件

- 25 ・ 日本国籍を有すること。

26 3.7 業務実施責任者の要件

27 業務実施責任者は、以下の全ての要件を満たすこと。

28 3.7.1 資格要件

29 以下に掲げる資格のうち、いずれかを保有すること。

- 30 ・ 公認情報セキュリティ監査人又は公認情報セキュリティ主任監査人
- 31 ・ 公認システム監査人
- 32 ・ 公認情報システム監査人
- 33 ・ システム監査技術者

34 3.7.2 研修等の受講等

- 35 (1) ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドラインにおいて定める研修を受講しているこ
36 と
- 37 (2) クラウドコンピューティングに関する知見を有すること

38 3.7.3 国籍要件

39 日本国籍を有すること。

40 3.8 業務チームの要件

- 41 (1) 業務チームは、業務執行責任者、業務実施責任者を含む最低3名以上で構成する
42 こと。
- 43 (2) 業務チームのメンバーは、原則、日本人で構成すること。ただし、技術的事由及
44 びその他の事由によりやむを得ない場合には、業務依頼者との契約締結前に ISMAP 運
45 用支援機関に問い合わせを行うこと。

¹ 組織から独立した外部の専門家によって実施される監査。

- 1 3.9 申請者は、第4章に規定する手順に従って ISMAP 運営委員会に対して申請を行わなければなら
2 ばならない。
- 3 3.10 申請者は、3.9において提供する登録申請書のうち以下の事項について、ISMAP 監査機関
4 リストにおいて一般に公開することを前提に第4章に規定する申請を行わなければならない。
5
6 (1) 監査機関の名称
7 (2) 監査機関の所在地
8 (3) 登録年月日
9 (4) 登録の有効期限
- 10 3.11 申請者が提出書類、申請手続き及び ISMAP 運用支援機関との連絡に使用する言語は、日
11 本語でなければならない。
- 12 3.12 申請者は、日本の法令及び制度規程並びに本規則が定める事項を遵守し、ISMAP 運営委員
13 会に提供する情報に事実と相違がないようにしなければならない。
- 14 3.13 日本の法令に基づき、反社会的勢力又は社会の安全を脅かす集団として指定を受け又は
15 活動を制限された団体及びその構成員又は同等とみなされる者は、申請者となることが
16 できない。
- 17 3.14 ISMAP 監査機関リストの登録の更新に際しても本章の内容を準用する。
18

19 第4章 登録に関する申請

- 20 4.1 申請者は、「様式1 登録申請書」を使用し、以下の文書を添えて、別表1に示す提出方法
21 (以下、「指定の方法」という)により ISMAP 運用支援機関を通じて ISMAP 運営委員会に
22 提出する。
23 (1) 登記事項証明書(全部事項証明書)。ただし、法人番号を登録申請書に記載した場合
24 には、添付を省略できる。
25 (2) 3.1から3.8に規定する要求事項を満たしていることを示す資料
26 4.2 登録の更新の申請においても本章の規定を準用する。

27 第5章 申請の受理

- 28 5.1 ISMAP 運用支援機関は、申請の受理に当たって、申請者が本規則の第4章に従って申請す
29 る文書(以下、「申請文書」という)の以下の内容について確認ができた場合には、申請
30 を受理しなければならない。
31 (1) 4.1に規定する申請文書が日本語で作成されており、不足がないこと。
32 (2) 円滑な審査を実施する上で、申請文書に記載すべき内容に不備がないこと。
33 5.2 ISMAP 運用支援機関は、申請文書の確認の結果、内容に不明点がある場合、申請者に問い
34 合わせ又は追加の資料提出要請を行う。
35 5.3 申請者は、ISMAP 運用支援機関より問い合わせ又は追加の資料提出要請があった場合、速
36 やかに回答しなければならない。
37 5.4 ISMAP 運用支援機関は、申請者より問い合わせ又は追加の資料提出要請の日から1ヶ月を
38 経過しても十分な回答又は資料が得られなかった場合には、申請を受理しないものとし
39 る。

40 第6章 審査

- 41 6.1 ISMAP 運用支援機関は受理した申請文書について、申請文書に添付された資料等に基づき
42 技術的審査を行い、以下の各項目の確認状況及び登録の是非に関する ISMAP 運用支援機
43 関の見解について、「様式2 審査報告書」により ISMAP 運営委員会に報告する。
44 (1) 3.1から3.8に規定する要求事項が満たされていること。
45 (2) その他、本制度の規定に照らして違反がない、もしくは違反歴がないこと。

- 1 6.2 ISMAP 運用支援機関は、前項の審査を行うにあたり、必要に応じて、制度所管省庁の監督
2 の下、申請者に追加の情報提供を求めることができる。
- 3 6.3 制度運営委員会は、ISMAP 運用支援機関からの報告内容を踏まえて、総合的に登録の是非
4 を判断する。
- 5 6.4 審査は、原則として、以下の各号に従って処理する。
6 (1) 申請は随時受け付けることとする。
7 (2) ISMAP 運用支援機関は、申請書を受領した日から原則 2 週間以内に申請文書の確認を
8 実施する。
9 (3) 申請を受理した日から 6 カ月以内に開催する ISMAP 運営委員会において、登録の審
10 査を行う。

11 第7章 登録

- 12 7.1 ISMAP 運用支援機関は、ISMAP 運営委員会が登録の決定を行った監査機関について、
13 ISMAP 監査機関リストに登録し、Web サイトを通じて公開する。また、申請者に「様式 3
14 登録通知書」により通知する。
- 15 7.2 ISMAP 運用支援機関は、ISMAP 運営委員会が登録の更新の決定を行った監査機関につい
16 て、ISMAP 監査機関リストを更新し、Web サイトを通じて公開する。また、申請者に「様
17 式 3 登録通知書」により通知する。
- 18 7.3 監査機関は、登録通知書について、下記に示す管理をしなければならない。
19 (1) 登録有効期限まで、原本を保持すること
20 (2) 登録範囲を逸脱し又は本制度の趣旨に反する使用をしないこと
- 21 7.4 ISMAP 運用支援機関は、本規則の 6.3 に規定する ISMAP 運営委員会の判断を受けて、登録
22 要求事項を満たしていないとした申請者について、ISMAP 監査機関リストに登録できない
23 旨を「様式 4 結果通知書」により申請者に通知し、審査登録手続を終了する。

24 第8章 登録の有効期間と ISMAP 監査機関リストの掲載事項変更届

- 25 8.1 ISMAP 監査機関リストの登録の有効期間は 2 か年とする。登録の有効期間の起算日は、
26 ISMAP 運営委員会による登録決定の日とする。
- 27 8.2 監査機関は、本規則の 4.2 に規定する更新申請を行い、本規則の 7.2 で登録更新が決定
28 された場合には、有効期間を 2 か年更新する。登録の有効期限までに更新の申請が行わ
29 れない場合には、自動的に登録が削除される。なお、当該申請に対する登録の判断が
30 ISMAP 運営委員会でなされるまでは、直前の登録の有効期限以降も引き続き登録を有効と
31 する。それ以降の登録の更新についても同様とする。
- 32 8.3 監査機関は、登録の更新の申請を行う際には、本規則の第 3 章及び第 4 章の規定に従い
33 申請を行わなければならない。
- 34 8.4 監査機関は、ISMAP 監査機関リストに掲載されている事項に変更が生じた場合、遅延なく
35 「様式 5 ISMAP 監査機関リスト掲載事項変更届」を ISMAP 運用支援機関あてに提出する
36 こと。
- 37 8.5 ISMAP 運用支援機関は、監査機関が前項の届出を行っていないにも関わらず、当該規定に
38 位置づける事象を認知した場合、当該監査機関の登録の一時停止を行うとともに、当該
39 届出を求めることができる。

40 第9章 中間報告及びモニタリング

- 41 9.1 監査機関は、登録又は登録の更新の申請を行った日から 1 年後に、監査機関要求事項へ
42 の遵守状況について、ISMAP 運営委員会に報告するものとする。
- 43 9.2 ISMAP 運用支援機関は、監査機関が本規則第 3 章に規定する要求事項を登録機関中にわた
44 って継続的に満たしていることを確認するために、以下の各号に該当する場合にモニタ
45 リングを実施することができる。
46 (1) 9.1 に規定する報告の内容を受けて ISMAP 運用支援機関が必要と認めた場合。

- 1 (2) 本制度を構成する者その他外部からの苦情又は情報提供等により、要求事項への適
2 合性に疑義が生じた場合。
3 (3) その他、ISMAP 運用支援機関が必要と認めた場合。

4 9.3 モニタリングは、以下の手順で行う。

- 5 (1) ISMAP 運用支援機関は、モニタリングの対象となる監査機関に対して「様式 6 モニ
6 タリング実施通知書」によりモニタリングを実施する旨と確認内容に関する通知を
7 行う。
8 (2) 監査機関は、(1)の通知を受けた場合、文書により回答を行う。
9 (3) ISMAP 運用支援機関は、回答を確認し必要と認めた場合、当該監査機関に対する聞き
10 取り調査を行う。
11 (4) ISMAP 運用支援機関は、(2) (3)の内容により本規則第 3 章に規定する要求事項が適切
12 に実施されていることが確認できた場合、その旨を「様式 7 モニタリング実施結果
13 等通知書」により監査機関に通知しモニタリングのプロセスを終了する。
14 (5) ISMAP 運用支援機関は、(2) (3)の内容により本規則第 3 章に規定する要求事項が適切
15 に実施されていることが確認できない場合、その旨を「様式 7 モニタリング実施結
16 果等通知書」により監査機関に通知し、制度運営委員会に確認の上、必要に応じて
17 本規則第 10 章に規定する再申請への対応を求める。監査機関は、当該通知を受けた
18 場合、弁明の機会を求めることができる。

19 第10章 再申請

- 20 10.1 ISMAP 運用支援機関は、本規則第 9 章に規定するモニタリングの結果、登録者が 9.3(5)
21 に該当すると判断した場合、当該監査機関の登録を削除した上で、当該監査機関に対
22 して「様式 7 モニタリング実施結果等通知書」において、再申請を求めることができる。
23 10.2 再申請における手続については、本規則第 3 章から第 7 章までの規定を準用する。

24 第11章 登録の削除

- 25 11.1 監査機関は、3.1 から 3.8 に規定する要求事項を満たすことができず登録を維持できな
26 いと判断した場合、遅滞なく「様式 8 登録取下届出書」を ISMAP 運営委員会に届け出るこ
27 と。
28 11.2 ISMAP 運営委員会は、以下のいずれかの場合には、ISMAP 監査機関リストから当該監査機
29 関を削除するとともに、「様式 4 登録通知書」を用いてその旨を登録者に通知する。
30 (1) 登録の有効期間が終了したとき
31 (2) 監査機関から登録取下届出書が提出されたとき
32 (3) 登録者に本規則第 10 章に規定する再申請を求めるとき
33 (4) 監査機関が正当な理由なく本規則に定める ISMAP 運営委員会及び ISMAP 運用支援機
34 関からの求めに応じなかったとき

35 第12章 登録に係る異議申立て

- 36 12.1 申請者又は監査機関は、ISMAP 監査機関リストへの登録に関する処置への異議がある場
37 合、ISMAP 運用支援機関あてに「様式 9 異議申立書」により行うことができる。
38 12.2 ISMAP 運用支援機関は、前項の異議申立書を受け取った場合には、「様式 10 異議申立書
39 への回答」により当該申立者に回答を行う。
40
41

1 別表1 申請書の提出方法
2 差し出した記録が確認できる郵送方法とすること
3

4 別表2 3.5.1に規定する倫理審査機能を有する組織
5 特定非営利活動法人 日本セキュリティ監査協会
6

- 7 様式1 登録申請書
- 8 様式2 審査報告書
- 9 様式3 登録通知書
- 10 様式4 登録通知書
- 11 様式5 ISMAP 監査機関リスト掲載事項変更届出書
- 12 様式6 モニタリング実施通知書
- 13 様式7 モニタリング実施結果等通知書
- 14 様式8 登録取下届出書
- 15 様式9 異議申立書
- 16 様式10 異議申立書への回答
- 17